

事務連絡
平成20年6月14日

岩手県
宮城県
秋田県
山形県
仙台市
盛岡市
秋田市

介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局計画課
振興課「平成20年岩手・宮城内陸地震」により被災した避難所等
における要介護高齢者等に対する対応について

過去の震災において、被災後の時間の経過により、要介護高齢者等が、避難所等で適切な介護サービスを受けられず、要介護度が悪化したケースや介護者の介護疲れ等の状況が見受けられました。引き続き、保険者である市町村においては、災害救助事務全体の円滑な施行に留意しつつ、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、次のような業務の実施を図るようお願いいたします。

- ① まず、避難所等に避難している要介護高齢者等について、介護サービスが必要な者及びその需要を把握すること
- ② 次に、①で把握した介護サービスの提供が必要な者に対して、被災地域等における介護サービス事業者、介護保険施設等において介護サービス等をどの程度対応できるのか調査すること
- ③ さらに②で対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、介護サービスの広域的な利用調整を行えるよう体制を整えること

なお、介護サービスを提供する人材等の確保が困難な場合や職員の疲労による交代要員の確保が必要な場合等には、ご連絡願います。当方から他県や事業者団体等に対して協力を要請いたしますので、その際には、対応窓口を明確にして必要な人員、職種、派遣先などの情報をお知らせ下さい。